

原議保存期間 10年
(平成28年12月31日まで保存)

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙規発第13号
平成18年4月12日
警察庁交通局長

LRTプロジェクト実施要綱について

警察庁と国土交通省は、交通弱者への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減に資する次世代型路面電車システム「LRT」の整備を通じて、人と環境にやさしい都市基盤施設と都市交通体系の構築、利用しやすく高質な公共交通ネットワークの整備、さらには生き生きとした魅力ある都市の再生を図るために、LRTプロジェクト実施要綱を別添のとおり策定したので、地方公共団体がLRTプロジェクトの実施に向けた検討を行う場合には、交通警察の意見を反映させるとともに、関係機関等との協力により同プロジェクトの効果的な推進を図られたい。

なお、本件については、国土交通省から関係部局あてに、通達（通知）されていることを申し添える。

ＬＲＴプロジェクト実施要綱

平成 18 年 4 月 12 日
国土交通省都市・地域整備局長
国土交通省道路局長
国土交通省鉄道局長
警察庁交通局長

第一 目的

ＬＲＴプロジェクトとは、交通弱者への対応、交通渋滞の緩和、交通に起因する環境負荷の低減に資する次世代型路面電車システム「ＬＲＴ」(Light Rail Transit)の整備に向けた地方公共団体、鉄軌道事業者、道路管理者をはじめとする地域の取組みを促進することにより、人と環境にやさしい都市基盤施設と都市交通体系の構築、利用しやすく高質な公共交通ネットワークの整備、さらには、生き生きとした魅力ある都市の再生を図ろうとするものである。

第二 ＬＲＴプロジェクト推進協議会

- 1．地方公共団体は、ＬＲＴプロジェクトの実施に向けた検討を行おうとする場合、鉄軌道事業者、関係地方公共団体（都道府県及び関連市町村）、都道府県警察、道路管理者、有識者、交通環境の改善に資する事業を行うＮＰＯ法人又はこれに準ずる団体等から構成されるＬＲＴプロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。
- 2．鉄軌道事業者その他ＬＲＴの整備を行おうとする者は、地方公共団体に対して、協議会の設置を提案することができる。
- 3．前項の地域を管轄する地方運輸局及び地方整備局は、協議会に対し必要な助言その他の援助を行うものとする。
- 4．協議会は、必要があると認めるときは、利用者、地域住民の代表その他必要な者の意見を聴くことができる。

第三 ＬＲＴ整備計画

- 1．協議会は、次の各号に掲げる事項を定めたＬＲＴの整備に向けた計画（以下「ＬＲＴ整備計画」という。）の作成を行うものとする。
 - (1) 現状及び課題
 - (2) 整備の目的及び基本的方向
 - (3) 計画の実施による効果（利便性の水準等）
 - (4) ＬＲＴ整備事業の具体的内容、資金計画等
 - (5) 関連事業等の内容
 - (6) 収支採算性等

(7) 推進体制

(8) その他必要な事項

2. 協議会は、前項により作成されたL R T整備計画を、国土交通省都市・地域整備局長、道路局長、鉄道局長及び警察庁交通局長に提出するものとする。

第四 計画の推進

L R T整備計画に基づく事業の推進にあたって、協議会を構成する者は、十分に連携を図るものとする。

第五 支援措置

国土交通省都市・地域整備局長、道路局長、鉄道局長及び警察庁交通局長は、第三によるL R T整備計画について、関係部局における協議を経て、その推進が妥当と判断した場合、当該L R T整備計画に基づく事業に対し、以下の項目等により、総合的、一体的支援を講じるものとし、もって、当該地域におけるL R Tプロジェクトの促進を図るものとする。

L R Tの導入整備に必要なハード整備に対する支援

[L R T総合整備事業による支援]

・路面電車走行空間改築事業、都市再生交通拠点整備事業、L R Tシステム整備費補助の同時採択による一体的支援

[L R Tの導入空間・走行路面等の整備への支援]

・道路の新設・拡幅、横断面構成の変更等
・道路管理者による走行路面等の整備

速達性向上への支援

・各種交通規制に関する都道府県警察への指導

利便性向上及び利用促進への支援

・ICカード乗車券システムの導入、交通結節点の整備、パークアンドライド駐車場・サイクルアンドライド駐輪場の整備等及びトランジットモール化の検討